

ご契約にかかわる重要事項

1 電気料金メニューについて

当社ホームページをご確認いただくか、当社もしくは販売代理店までお問い合わせください。割引・付帯サービス・キャンペーンについても同様とします。

2 申込み方法について

お客さまがご希望される新たな需給契約（ご入居等に伴う場合、他の小売電気事業者から当社への切り替えの場合等）に応じて、書面、電話、インターネット等の当社指定の方法にて申込みいただけます。

3 ご契約の成立および契約期間について

- （1）お客さまが新たに需給契約をご希望される場合は、あらかじめ当社が別途定める電気需給約款および当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件などにおける需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、適用を希望される電気料金メニュー、契約種別、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社指定の様式によってお申込みをしていただきます。
- （2）需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したとき成立いたします。
- （3）契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- （4）契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申し入れを行わない場合は、需給期間は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

4 需給開始予定日について

- （1）他の小売電気事業者から当社への切り替えの需給開始予定日は、原則、電力会社切り替え手続きの完了後の当月もしくは翌月となります。
- （2）上記以外のお客さまの場合は、当社へお申し出いただいた使用開始希望日とします。
- （3）需給開始日は、需給開始後にあらためて電子メールまたは書面にてお客さまにお知らせいたします。

5 他の小売電気事業者からの当社への切り替えについて

他の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約に伴う不利益事項が発生する場合や切り替え前の契約条件で再契約できない場合があります。他の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

6 ご契約内容について

ご契約いただく電気料金メニューや、契約電流または契約容量または契約電力は、お客さまのお申し込みいただいた内容に基づき適用いたします。

7 使用電力量の計量方法について

使用電力量は、当社が当該一般送配電事業者から受領した、お客さまの供給地点にかかる30分ごとの接続供給電力量といたします。

8 ご請求金額の計算方法等について

- （1）**月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。**

＜計算方法＞

電気料金 = 基本料金（税込） + 電力量料金単価（税込） × ご使用量 ± 燃料費調整単価（税込） × ご使用量 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） × ご使用量

※まったく電気をお使いにならない場合（先月の検針日から当月の検針日までの差し引きが0kWhの場合）の基本料金は、半額となります。

※燃料調整額とは、電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格変動に応じて毎月変動します。燃料費調整単価に上限の設定はございません。燃料費調整単価の算定方法やその算定に用いる平均燃料価格などの詳細及び適用する燃料費調整単価、これまでの燃料費調整単価の推移は当社ホームページ

<https://www.salaeenergy.sala.jp/nenryo-saiene/> からご確認ください。

- （2）**料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間または検針期間（以下「計量期間等」といいます。）といたします。また、お引越等により、計量期間等が1か月に満たない場合、日割計算を行います。**
- （3）**お客さまが電気料金を支払期日（支払義務発生日の翌日から30日目）を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息をお支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ただし、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合、延滞利息はいただきません。**

9 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vといたします。周波数は中部エリア：標準周波数60Hz、関東エリア：標準周波数50Hzといたします。

10 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他お客さまの都合による契約内容の変更により、工事費等の負担金が発生した場合は、当該一般送配電事業者が算定した費用を当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。

11 お支払い方法について

料金については毎月、口座振替支払もしくはクレジットカード支払となります。販売代理店を通じてご決済いただく場合は、振込用紙支払を含めた販売代理店と同一の支払い方法もしくは販売代理店で手続きされた支払い方法となります。

1.2 ご契約の変更・解約およびそれにかかる料金について

- (1) **ご契約内容の変更またはご契約の解約をご希望される場合は、当社もしくは販売代理店問い合わせ先へご連絡いただくか、または当社ホームページ等からお手続きをしていただきます。**
- (2) **他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。**
- (3) **お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費を精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。**

1.3 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめ解約日をお知らせいたします。
 - ・電気料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・電気需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他電気需給約款から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
 - ・お客さまがその他電気需給約款に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期限までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解約することがあります。
 - ・お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ・電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ・契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ・低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
 - ・その他、当社が定める電気需給約款に反した場合
- (3) お客さまが、当社へ連絡なく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合

1.4 違約金について

お客さまが不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

1.5 電気の使用に伴うお客さまの協力について

電気の使用にあたり、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは当該一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・お客さまの承諾を得た上で、当該一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ・お客さまの電気のご利用に伴い、他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合のその旨の通知
- ・お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ・電気の需給および保安上の必要がある場合に、当該一般送配電事業者が電気の供給を停止する場合であって、当該一般送配電事業者が、自らの供給設備もしくはお客さまの電気設備において、適切な処置を行う場合におけるお客さまの協力

1.6 信用情報の共有について

お客さまが、電気需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

1.7 その他

- (1) 上記に記載のない事項の取扱い、当社が定める電気需給約款によります。なお、電気需給約款は、当社ホームページからご確認いただけます。
- (2) 当社は、電気需給約款の内容を変更する場合があります。その場合には、変更の内容をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 支払証明書等をご希望のお客さまには、実費をご負担いただきます。
- (4) お申込みおよび各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。

〔連絡先〕 サラエ エナジー株式会社（登録番号 A0081）

本社所在地：愛知県豊橋市駅前大通一丁目55番地サラエタワー

お客さま問い合わせ電話番号：0532-34-3060（対応時間：平日9時～17時30分）

当社ホームページ：<https://www.salaenergy.sala.jp/>

販売代理店 下記 URL よりご確認いただけます。

<https://www.salaenergy.sala.jp/area/#agent/>

※個人情報の取り扱いについて

サラエ エナジー株式会社の「個人情報の取り扱いについて」に従い厳重に管理いたします。当社はサラエグループ各社とお客さま情報を共同利用するほか、一般送配電事業者などとの間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります。詳細につきましては当社ホームページをご覧ください。